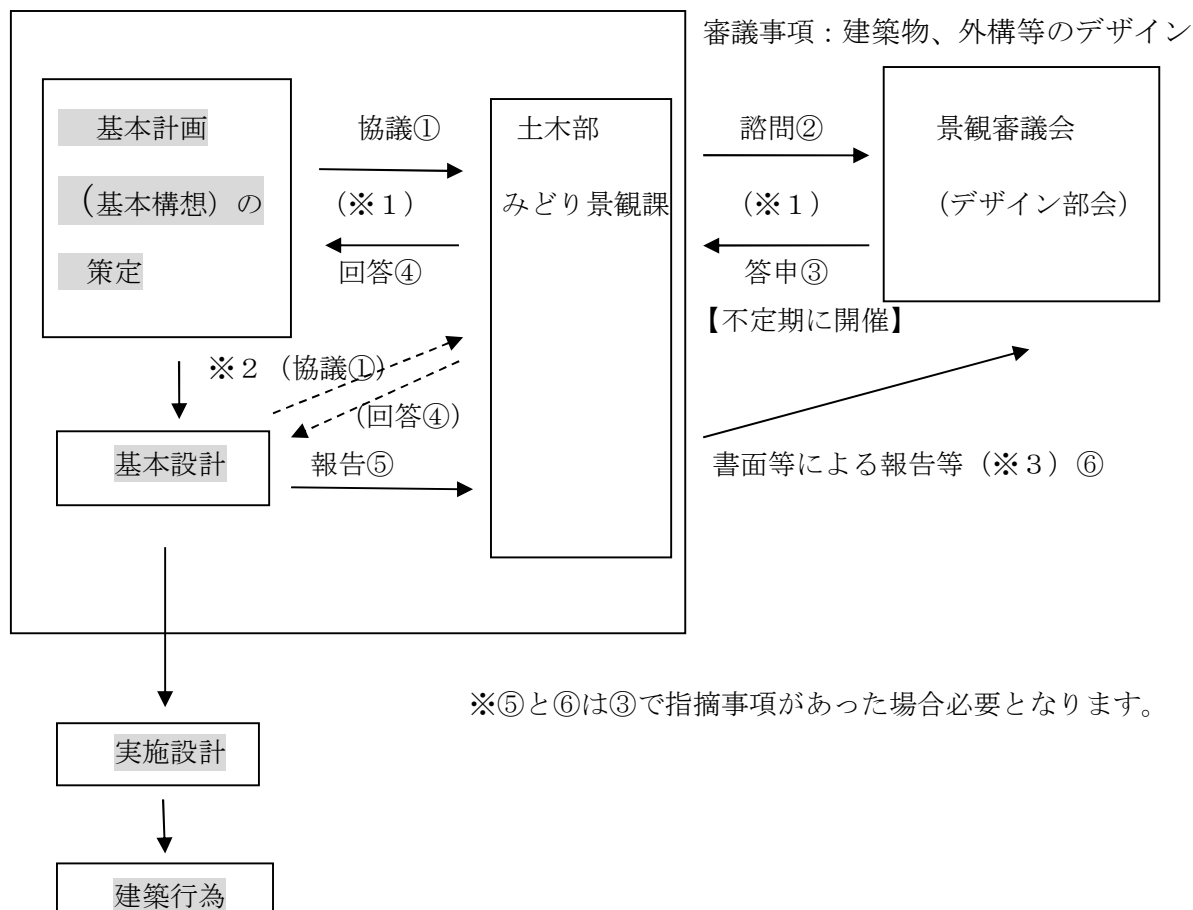


景観審議会デザイン部会の協議フロー（PFI事業以外）

市有建築物の所管課

対象：延べ床面積1,000㎡以上の新築



※1 協議、諮問の際には、図面等（付近見取図、配置図、四面以上の立面図、各階平面図、屋根伏図、主要断面図、建築予定地および周囲のカラー写真、左記の写真撮影の位置図、イメージパース等その他部会長が必要と認めたもの）が必要です。（部会長が省略可としたものは省略することができます。）添付図面に明示すべき事項は景観計画の届出に準じます。

※2 基本計画（基本構想）の策定をしない場合や、基本計画（基本構想）の段階で※1の図面が作成できない場合は、基本設計の段階で協議してください。

※3 原則部会の意見を反映させて設計することとしますが、やむをえず基本設計の段階で景観審議会デザイン部会の答申に則ることができない場合は、必ず事前にみどり景観課と協議してください。